

議案第 82 号

調停について

川崎簡易裁判所平成 26 年（ノ）第 114 号損害賠償等請求調停事件について、次のとおり調停を成立させたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 19 日提出

川崎市長 福田 紀彦

- 1 事件名 川崎簡易裁判所平成 26 年（ノ）第 114 号損害賠償等請求調停事件
- 2 当事者 申立人 * * * * *
相手方 川 崎 市
- 3 調停内容
 - (1) 相手方は、申立人に対し、別紙物件目録記載の土地の売買（以下「本件土地売買」という。）に伴う川崎簡易裁判所平成 26 年（ノ）第 114 号損害賠償等請求調停事件（以下「本事件」という。）の和解金として金 28,500,000 円の支払義務のあることを認める。
 - (2) 相手方は、申立人に対し、前項の金員を平成 27 年 4 月 3 日限り、申立人の指定する口座に振り込む方法により支払う。
 - (3) 申立人と相手方は、本件土地売買に係る契約のうち、別紙物件目録 1 及び 2 記載の各土地について、平成 27 年 3 月 25 日付で合意解除する。
 - (4) 申立人は、相手方に対し、別紙物件目録 1 及び 2 記載の各土地について、

前項の日付での合意解除を原因として、横浜地方法務局麻生出張所平成26年2月27日受付第8837号所有権移転登記の抹消登記手続を行う。

- (5) 申立人は、相手方に対するその余の請求を放棄する。
- (6) 申立人と相手方は、本事件に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 調停費用は、各自の負担とする。

4 調停理由

本事件については、川崎簡易裁判所調停委員会から調停成立についての要請が強くなされたこと及びこの調停により申立人と相手方との間の紛争が早期に解決すること等を勘案し、調停を成立させようとするものである。

別紙物件目録

- | | | |
|---|-----|-------------|
| 1 | 所 在 | 川崎市多摩区***** |
| | 地 番 | ***** |
| | 地 目 | 水道用地 |
| | 地 積 | 90平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川崎市多摩区***** |
| | 地 番 | ***** |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 19平方メートル |
| 3 | 所 在 | 川崎市多摩区***** |
| | 地 番 | ***** |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 14平方メートル |
| 4 | 所 在 | 川崎市多摩区***** |
| | 地 番 | ***** |
| | 地 目 | 水道用地 |
| | 地 積 | 69平方メートル |
| 5 | 所 在 | 川崎市多摩区***** |
| | 地 番 | ***** |
| | 地 目 | 水道用地 |
| | 地 積 | 54平方メートル |

※ 地積は、いずれも登記簿上の面積を示す。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成26年2月10日、本市は、多摩区*****、**、**及び**（同年6月3日、**及び**に分筆）の土地（以下「本件土地」という。）を売却するため一般競争入札を実施したところ、申立人が落札したため、同月24日、本市は、申立人と本件土地に係る売買契約を締結した。
- 2 平成26年10月16日、申立人から本件土地の一部を購入した者が地盤調査を実施した際、地中埋設物の存在が明らかとなった。
- 3 このことを受け、平成26年10月21日、申立人から本市に対して、地中埋設物の存在により家屋が建てられない旨の申し出がなされた。
- 4 平成26年11月5日及び同月19日、申立人が地中埋設物掘削調査を実施し、本市職員もこれに立ち会ったところ、コンクリート塊、铸铁管、鋳さい等の地中埋設物の存在が確認された。
- 5 地中埋設物の撤去費用等について、申立人から本市に対して損害賠償請求等がなされたことから、本市はその負担等について申立人と交渉を行ってきたが、合意には至らなかった。
- 6 平成26年12月15日、申立人から、川崎簡易裁判所に損害賠償等請求調停の申立てが行われた。
- 7 本調停は、川崎簡易裁判所調停委員会から調停成立についての要請が強くなされたものである。